

2021年2月4日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 令和3年3月期決算における 税務上のポイント

～経済のグローバル化・デジタル化への  
対応と新型コロナ緊急経済対策～

### EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

[www.ey.com/en\\_gl/tax-alerts](http://www.ey.com/en_gl/tax-alerts)

### エグゼクティブサマリー

今年も3月決算法人の決算期末が近づいてきました。現在、わが国の経済は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大変厳しい状況に直面しており、感染対策と経済再生の両立を図る取り組みが行われているところです。

税制面では、昨年4月に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」が決定され、申告及び納付期限の延長や法人税の欠損金の繰戻しによる還付の特例の対象法人拡大など、個々の制度における一定の措置が講じられてきました。

また、本年度から適用される令和2年度の税制改正では、経済再生とデジタル化・グローバル化への対応を主眼とした改正が行われています。本年度の決算においては、令和2年度の税制改正のみならず、令和元年度以前に改正された項目のうち、本年度から適用されるものについても留意が必要です。

本アラートでは、令和3年3月期に適用される税制改正のうち、主要な項目について解説します。

# I. 法人税における主要な改正事項

## 1. 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせたスキームへの対応

法人が子会社株式を取得した後、子会社から配当を非課税（全部または一部を益金不算入）で受け取るとともに、配当により時価が下落した子会社株式を譲渡して譲渡損失を創出させるスキームを防止するため、法人が一定の子会社から一定の配当を受け取った場合には、子会社株式の帳簿価額を引き下げることとされました。なお、本特例は海外子会社からの配当のみならず、国内子会社からの配当も適用要件に該当する場合は対象となります。

### (1) 適用要件

本特例は令和2年4月1日以後に開始する事業年度において受ける配当等の額が、次の①及び②に該当する場合に適用されます。

- ① 配当決議日において親会社の子会社との間に特定支配関係

(注)を有する場合の親会社であること

- ② 一事業年度の対象配当等の額（完全支配関係内のみなし配当の額は除かれる）の合計額が株式の帳簿価額の10%を超えること

(注)特定支配関係とは、一の者が法人の発行済株式等の総数の50%を超える数の株式を保有する場合における当該一の者と法人との関係、その他一定の支配関係をいいます。

### (2) 適用対象金額

親会社が有する子会社株式の帳簿価額から当該対象配当等の額に係る益金不算入額を減算します。

なお、配当等の額が2,000万円を超えない場合等、一定の配当については本特例の適用が除外されますので、申告の際に詳細な確認が必要となります。

## 2. 大規模法人にかかる交際費課税の見直し

資本金の額等が100億円超の大規模法人については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、交際費等のうち接待飲食費の50%を損金の額に算入することができず、全額が損金不算入となります。

## 3. オープンイノベーション促進税制

青色申告書を提出する法人のうち特定事業活動を行う法人が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、一定のベンチャー企業の株式（以下、「特定株式」）を出資の払込みにより取得し、かつ、これをその取得した日を含む事業年度末まで有している場合において、その特定株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理したときは、その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額が損金の額に算入されます（ただし、一件当たり25億円、一事業年度あたり125億円を限度）。

この場合の留意点は以下のとおりです。

- (1) 本特例の適用対象となる特定株式とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち、同法の特定事業活動に資する事業を行う一定の内国法人またはこれに類する一定の外国法人の株式のうち、経済産業大臣の証明があるものをいいます。

- (2) 当該特定株式の全部または一部を有しなくなった場合や当該株式につき配当を受けた場合等、一定の場合には、特別勘定を取り崩して当該金額を益金の額に算入することになります。

## 4. 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除制度適用要件の強化

中小企業者等以外の法人が、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合には、その適用要件の一つである当期償却費総額に対する国内設備投資額の割合が、90%から95%に引き上げられています。

## 5. 特定税額控除制度の不適用措置の強化

中小企業者等の一定の法人を除く青色申告法人については、特定税額控除制度の適用を受けるための要件の一つである当期償却費総額に対する国内設備投資額の割合が、10%から30%に引き上げられています。また、特定税額控除制度に令和2年4月1日以後に開始する事業年度から認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度（5G導入促進税制）が追加されました（ただし適用は令和2年8月31日以後）。

### 租税特別措置の適用要件の見直し

大企業について、次の要件のいずれにも該当しない場合、その企業には研究開発税制その他一定の税額控除<sup>(※)</sup>の規定を適用しない

① 継続雇用者給与等支給額 > 前事業年度の  
継続雇用者給与等支給額

② 国内設備投資額 > 当期の減価償却費の3割の金額

ただし、大企業の所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外とする

(※)対象となる税額控除:研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制

## 6. 過大支払利子税制

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、関連者等に係る純支払利子等の課税の特例(過大支払利子税制)について、次の改正が行われています。

	改正前	改正後
対象とする利子	関連者純支払利子等のみ(受領者において日本の課税所得に含まれる利子等は対象外)	純支払利子等(第三者を含む)(受領者において日本の課税所得に含まれる利子等は対象外)
調整所得	利子・税・減価償却控除前所得(国内外の受取配当益金不算入額を加算)	利子・税・減価償却控除前所得(国内外の受取配当益金不算入額を加算しない)
損金入限度額の基準値	50%	20%
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 関連者純支払利子等の額が1,000万円以下</li> <li>▶ 関連者への支払利子等の額が総支払利子等の額の50%以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 純支払利子等の額が2,000万円以下</li> <li>▶ 国内企業グループ(持株割合50%超)の合算純支払利子等の額が合算調整所得の20%以下</li> </ul>

出典:経産省資料を一部加工して作成

## 7. 欠損金の繰戻し還付制度(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための措置)

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度において、資本金が1億円を超え10億円以下の法人に生じた欠損金額については、新型コロナ緊急経済対策税制により、欠損金の繰戻し還付の適用が認められています。なお、大規模法人(資本金の額が10億円を超える法人など)の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。また、資本金が1億円以下の中小法人等については本措置にかかわらず、従前から適用可能となっています。

## II. 消費税の申告期限の特例

令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から、法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、当該提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1月延長されます。なお、申告書期限が延長された期間の消費税の納付については、利子税を併せて納付することとなります。

## III. 大法人の電子申告の義務化

事業年度開始時の資本金の額が1億円を超える大法人の法人税、地方法人税、法人住民税、法人事業税、消費税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の提出については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度(消費税については同日以後開始する課税期間)から、e-Tax、eLTaxにより提供しなければならないこととされました。

また、大法人が提出する法人税申告書等の添付書類についても電子申告が義務化されています。

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、ストラテジー、トランザクションおよびコンサルティングにおける世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy)をご確認ください。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com)をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja\\_jp/people/ey-tax](https://www.ey.com/ja_jp/people/ey-tax)をご覧ください。

© 2021 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20210204

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](https://www.ey.com/ja_jp)